

子ども・子育て支援事業計画について

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画であり、本区では、子育て支援計画と一体的に策定しています。

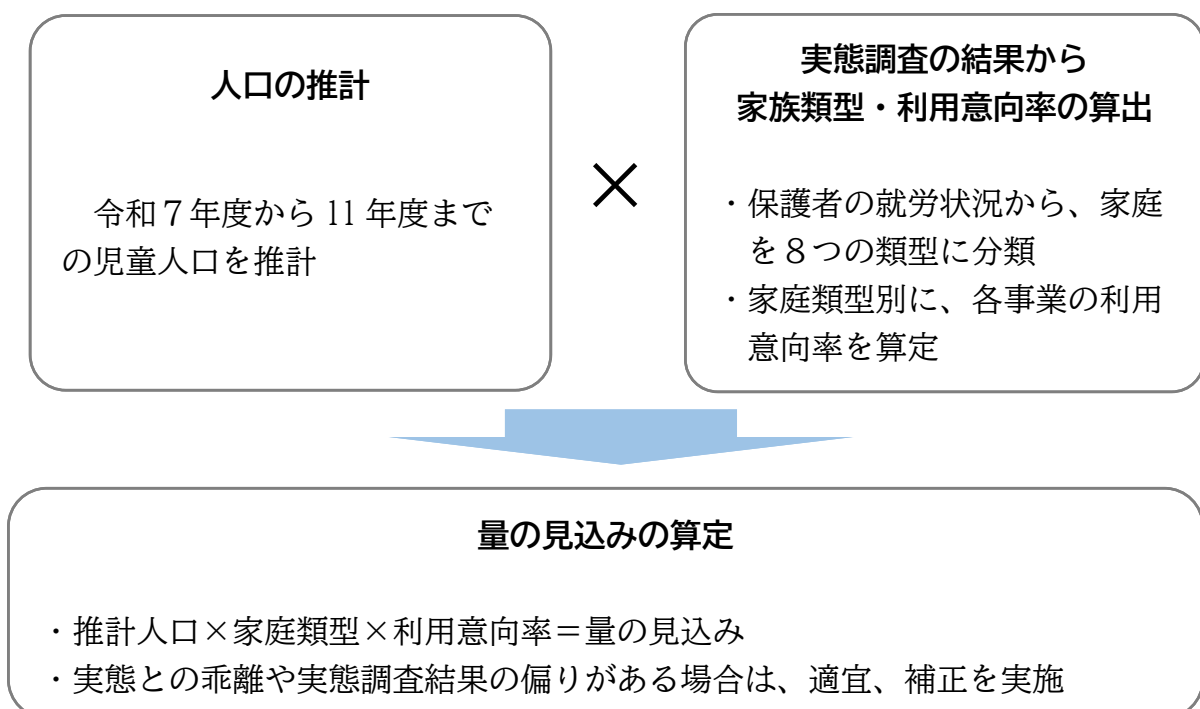
2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条に基づき、「地理的条件や人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、文京区全域を1区域として設定します。

3 量の見込みの算定方法（概要）

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえ、本区の人口推計と令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果を用いて以下の流れで量の見込みを算定します。

ただし、その結果が実態（過去の事業実績）と大きく乖離し、適切な量の見込みを算定することが困難な事業については、本区の実情に応じた方法で算定します。

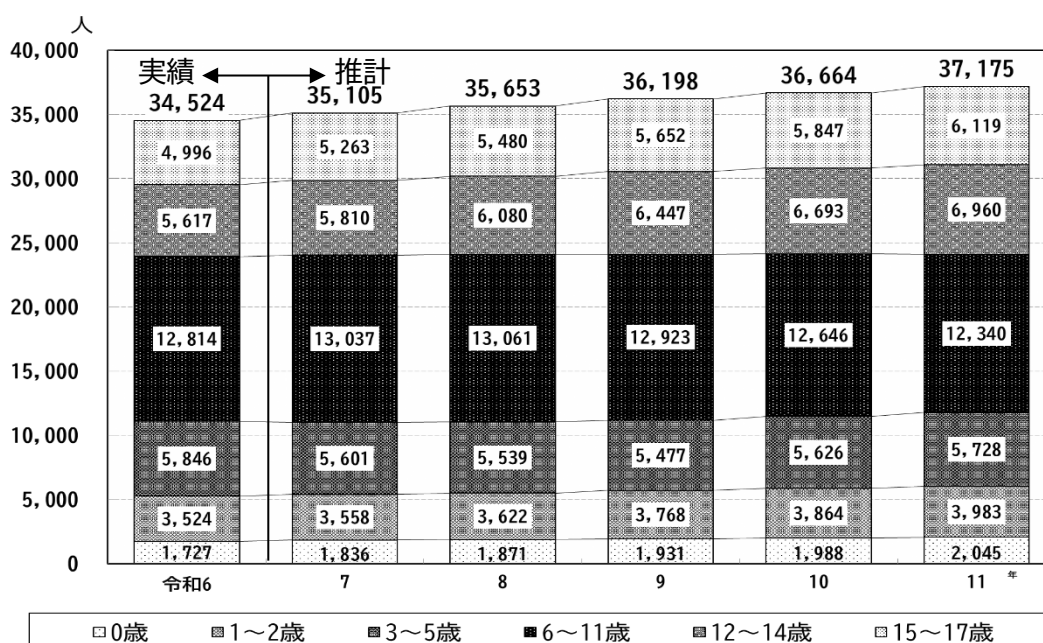


4 人口の推計

住民基本台帳による令和6年4月1日の男女・各歳別人口を基準とし、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の集団「コーホート」について、過去における人口動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、令和7年から11年までの推計を行いました。結果は以下のとおりです。

なお、変化率は、コロナ禍前（平成26年から平成31年まで）における人口動態に基づき算出した変化率の平均を、合計特殊出生率は、コロナ禍前（平成27年から令和2年まで）における合計特殊出生率に基づき算出した変化率の平均を採用しています。

年齢	実数 ←	→ 推計				
	令和6.4.1	7.4.1	8.4.1	9.4.1	10.4.1	11.4.1
0	1,727	1,836	1,871	1,931	1,988	2,045
1	1,799	1,752	1,863	1,898	1,959	2,017
2	1,725	1,806	1,759	1,870	1,905	1,966
3	1,854	1,759	1,841	1,793	1,906	1,943
4	1,933	1,885	1,789	1,872	1,824	1,938
5	2,059	1,957	1,909	1,812	1,896	1,847
6	2,054	2,145	2,039	1,989	1,888	1,976
7	2,297	2,077	2,169	2,062	2,011	1,909
8	2,194	2,305	2,084	2,177	2,069	2,018
9	2,175	2,209	2,320	2,099	2,192	2,083
10	2,088	2,201	2,235	2,348	2,124	2,218
11	2,006	2,100	2,214	2,248	2,362	2,136
12	1,889	2,043	2,139	2,255	2,290	2,405
13	1,873	1,893	2,047	2,143	2,259	2,295
14	1,855	1,874	1,894	2,049	2,144	2,260
15	1,730	1,861	1,880	1,900	2,056	2,152
16	1,665	1,731	1,862	1,882	1,901	2,058
17	1,601	1,671	1,738	1,870	1,890	1,909
計	34,524	35,105	35,653	36,198	36,664	37,175



5 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」と各種算定方法

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、下表の「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和6年度から11年度までの5年間の「量の見込み」（ニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めます。

(1) 教育・保育

番号	項目	施設	基本的な算定方法（案）
1	1号認定 （教育希望・3歳以上）	幼稚園、認定こども園	推計人口×家庭類型×利用意向率（実態調査） ※ 算定結果は別表参照
2	2号認定 （保育必要・3歳以上・教育希望）	保育所、認定こども園	
	2号認定 （保育必要・3歳以上・教育以外）		
3	3号認定 （保育必要・0歳）	保育所、認定こども園、地域型保育事業	
	3号認定 （保育必要・1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

番号	事業名	概要・現行計画の関連事業	基本的な算定方法（案）
1	利用者支援事業	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>【関連事業】</p> <p>1-1-1 妊娠・出産への支援</p> <p>5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業</p> <p>5-2-4 子育てひろば事業</p>	量の見込みの設定なし （文章表現にて対応）

番号	事業名	概要・現行計画の関連事業	基本的な算定方法（案）
2	地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p> <p>【関連事業】</p> <p>5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業</p> <p>5-2-4 子育てひろば事業</p>	推計人口×家庭類型×利用意向率（実態調査）
3	妊婦健康診査	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p> <p>【関連事業】</p> <p>1-1-1 妊娠・出産への支援</p>	推計人口（0歳児）
4	乳児家庭全戸訪問事業	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p> <p>【関連事業】</p> <p>1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業</p>	推計人口（0歳児）

番号	事業名	概要・現行計画の関連事業	基本的な算定方法（案）
5	養育支援訪問事業 及び 子どもを守る地域 ネットワーク機能 強化事業	<p>養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。</p> <p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。</p> <p>【関連事業】</p> <p>4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実</p> <p>4-1-2 児童虐待防止対策事業</p> <p>4-1-3 育児支援ヘルパー事業</p>	量の見込みの設定なし (文章表現にて対応)
6	子育て短期支援事業	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。</p> <p>【関連事業】</p> <p>2-2-5 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)</p>	各事業の対象年齢児童の推計人口×利用意向率(実績)

番号	事業名	概要・現行計画の関連事業	基本的な算定方法（案）
7	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 【関連事業】 5-1-2 ファミリー・サポート・センター事業	推計人口×利用意向率(実績)
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 【関連事業】 2-1-14 区立幼稚園の預かり保育 2-2-1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 2-2-2 一時保育（キッズルーム）	〈幼稚園型〉 推計人口×家庭類型×利用意向率（実態調査） 〈幼稚園型以外〉 推計人口×利用意向率(実績)
9	時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。 【関連事業】 2-1-18 保育園延長保育	推計人口×家庭類型×利用意向率（実態調査）
10	病児保育事業 （病後児保育事業を含む。）	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。 【関連事業】 2-2-3 病児・病後児保育	推計人口×利用意向率(実績) ※ 算定結果は別表参照

番号	事業名	概要・現行計画の関連事業	基本的な算定方法（案）
11	放課後児童健全育成事業	<p>保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。</p> <p>【関連事業】</p> <p>2-3-1 育成室の整備及び運営 2-3-2 育成室の障害児保育 2-3-5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備</p>	<p>推計人口×家庭類型×利用意向率（実態調査）</p> <p>※ 算定結果は別表参照</p>
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援する事業です。</p>	<p>量の見込みの設定なし（文章表現にて対応）</p>
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の区立園長等経験者による利用児童への対応等に関する巡回指導等、新規参入施設の事業の推進状況に応じた必要な支援を行う事業です。</p>	<p>量の見込みの設定なし（文章表現にて対応）</p>

番号	事業名	概要・現行計画の関連事業	基本的な算定方法（案）
新規	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。	
新規	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。	<p>【参考（国の手引き）】</p> <p>全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めたと者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、算出すること。</p> <p>ただし、お示しする算出方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p>
新規	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。	

6 算定結果（令和6年7月現在）

教育・保育、放課後児童健全育成事業、病児保育事業（病後児保育事業を含む。）の量の見込みの算定結果は別表のとおりです。そのほかの事業の算定結果は、第3回子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会以降にお示しします。

7 その他

本年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、「こども誰でも通園制度」「産後ケア事業」が子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることとなりました。国から本年夏頃以降、量の見込みの算出等の考え方を示した手引きを改訂する可能性がある旨の通知があり、今後、その動向に注視しながらお示しします。